



ひ ゆ ー ま ん ら い つ

第216号 2019（令和元）年

毎年9月は身元調査お断り運動推進月間です

身元調査お断り！ 身元調査をしない させない 許さない！

差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査、特に結婚や就職に関する身元調査をなくすため、この運動を推進しています。本人の知らないところで、その人の経歴、思想、信条や、家柄、家庭環境、資産等を、昔からのいわゆる“聞き合わせ”や、興信所等によって行われる身元調査は、多くの場合、重大な人権侵害であり差別行為になります。

よくある質問 その1

“聞き合わせ”があっても良い事ばかり
言ってあげるならよいのでは？
：そもそも“聞き合わせ”をする行為がプ
ライバシーの侵害です。また、良い事、悪
い事の判断は他人が勝手にするべきで
はありません。

よくある質問 その2

人には「知る権利」があるので、何を調べて
も自由なのでは？
：「知る権利」とは公共性や社会性のある
情報で、明らかにすることによって社会
の役に立つ情報を得る権利です。人権侵
害や差別をしていい自由はありません。

あなたの個人
情報を守る

米子市本人通知制度のご案内

本人通知制度とは

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人又は本人の代理人以外の第三者に交付した場合に、交付の事実を本人に通知する制度です。この制度により、住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害の防止の効果が期待できます。（住民票の写し等の交付を制限するものではありません。）

ただし、本人の代理人以外の第三者に交付した場合の通知を希望される方は事前登録が必要となります。

問い合わせ先：米子市役所市民課総合窓口担当 電話：0859-23-5141

みなさんのもっと身近な存在でありたい！
米子市人権情報センターに、お気軽にお立ち寄りください！



人権侵害がなく、誰もが安心して、自信を持って、安全・自由に暮らせる社会の実現に向けて

“隣保館”をご存知ですか？

隣保館は誰もが集い、楽しみ、学べる場所です。地域の何でも相談所としてもご利用いただけます。



保育園
児童館

公民館

自治会

住民

人づくり・仲間づくり
・後継者づくり
(社会教育振興事業、
隣保館祭など)

隣保館

同和問題をはじめあらゆる人権問題の啓発・学習(学習会、各種研修会、講演会など)

来やすく楽しい隣保館
和気あいあいと集いましょう！

来館大歓迎

何でも相談窓口

(市役所や関係機関への
取り次ぎなど)

学べて頼れる隣保館
困った時には相談してください！

小・中学校

関係団体

地域包括
支援センター

他の
隣保館・
地区会館

人権政策課
・人権情報
センター

隣保館祭(文化祭)、社会教育振興事業(教室など)、各種研修会・講演会を開催していますので、みなさんお気軽に参加してください。

お問合わせ先：米子市人権政策課 TEL 0859-23-5251



米子市人権情報センター 〒683-8686 米子市東町161-2
TEL 0859-37-3183 FAX 0859-37-3184
E-mail humanr@ruby.ocn.ne.jp
URL : <http://www.city.yonago.lg.jp/jinken/>